

弟子屈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

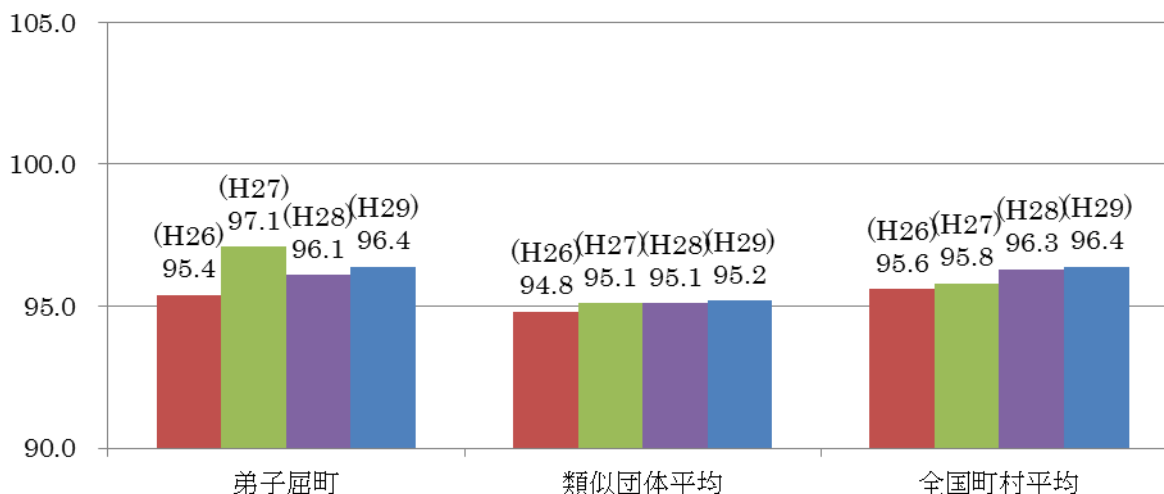
区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 7,607	千円 8,242,826	千円 96,680	千円 1,246,478	% 15.1	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 145	千円 552,886	千円 61,975	千円 207,308	千円 822,169	千円 5,670	千円 5,627

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
28年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 0.15

(注) 「民間給与」「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ
ス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月給 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務の支給
月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和の
ため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
弟子屈町	42.2 歳	308,500 円	345,400 円	340,900 円
北海道	44.8 歳	328,317 円	392,359 円	370,658 円
国	43.6 歳	330,531 円	410,719 円	—
類似団体	41.9 歳	301,565 円	346,550 円	327,588 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 29 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		弟子屈町	北海道	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	146,100 円	146,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

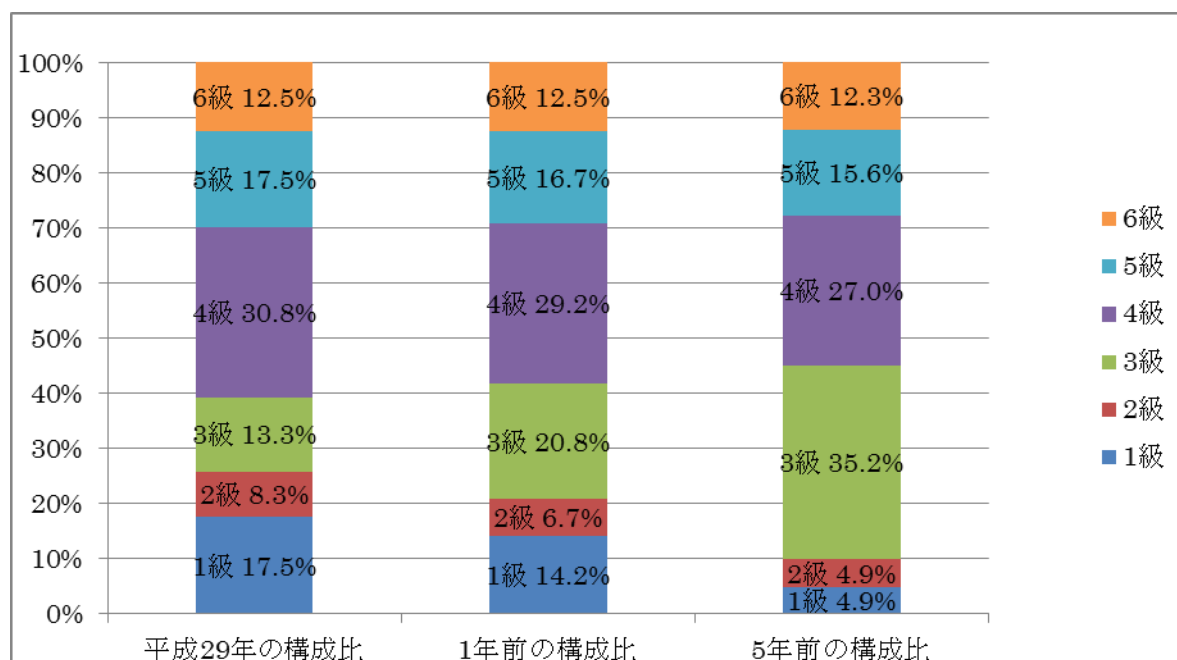
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	352,700 円	373,400 円	384,300 円
	高校卒	— 円	320,200 円	349,200 円	383,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務補・主事補	21人	17.5%	141,600円	246,600円
2級	主事	10人	8.3%	191,700円	303,400円
3級	主任・主査	16人	13.3%	227,900円	349,200円
4級	主査・係長	37人	30.9%	261,100円	381,800円
5級	課長補佐	21人	17.5%	287,100円	392,200円
6級	課長	15人	12.5%	317,700円	409,400円

- (注) 1 弟子屈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	弟子屈町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

弟子屈町	北海道	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,374 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,626 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算10,000円～20,000円	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	弟子屈町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

弟子屈町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分		勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2% ~ 45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2% ~ 45%)			
1人当たり平均支給額 千円 15,847千円							

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、28 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（28年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（28年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	○災害時、勤務時間外に出動した職員	0 千円	○1回につき530円
		○法定伝染病の消毒、行路死亡人収容		○1回につき620円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	22,292 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	191 千円
支給実績（27年度決算）	19,056 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	162 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額10,000円 ・子 月額8,000円 (15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算) ・上記以外の扶養親族 月額6,500円	同		千円 19,136	円 239,194
住居手当	・持家 2,500円(月額) ・借家 3,500円～19,500円	異	・持家支給 ・支給限度額	千円 8,275	円 78,808
通勤手当	・片道5km以上	異	・片道2km以上	千円 1,485	円 123,767
管理職手当	・課長職 8% ・課長補佐職 5%	異	・支給率の相違	千円 11,395	円 292,189
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主(扶養有) 月額26,380円 世帯主(扶養無) 月額14,580円 その他 月額10,340円	同		千円 15,523	円 98,871

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料	市区町村長	790,400円	(832,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 350,000円	
	副市町村長	656,400円		710,000円 / 461,000円	
報酬	議長	292,000円	(234,000円)	360,000円 / 205,000円	
	副議長	234,000円		320,000円 / 175,000円	
	議員	184,000円		300,000円 / 155,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(28年度支給割合) 4.30 月分			
	議長 副議長 議員	(28年度支給割合) 4.30 月分			
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数に応じた率		(1期の手当額) 17,059千円	(支給時期) 任期満了時
		給料月額×在職年数に応じた率		8,939千円	任期満了時
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

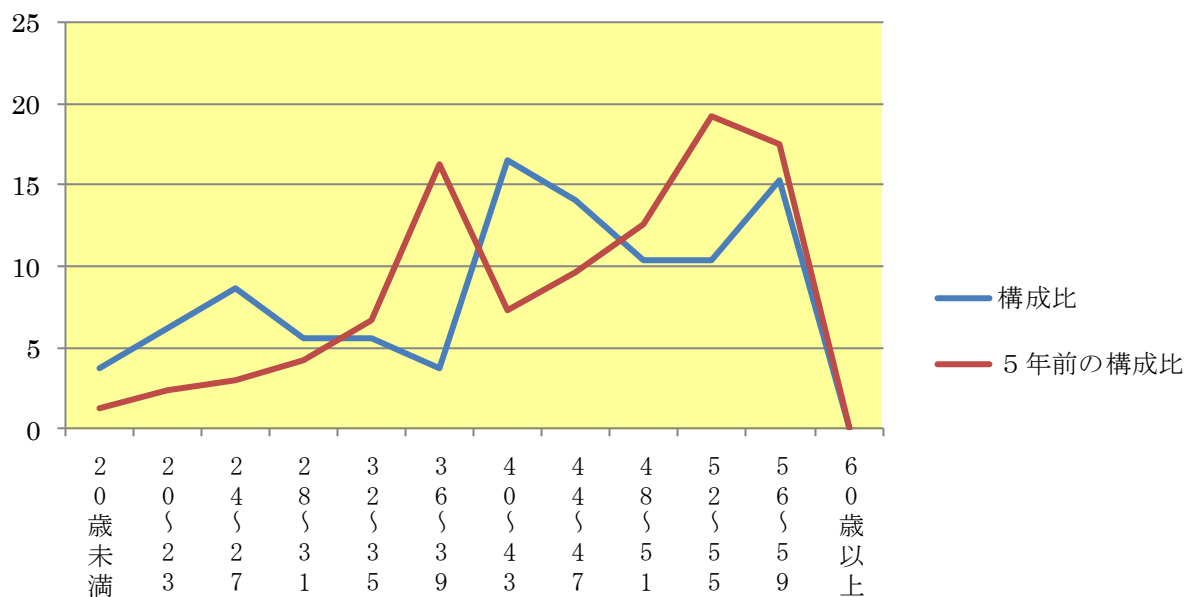
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通 会 計 部 門	一般行政 部門	議会	2	2		
		総務	31	34	3	
		税務	9	10	1	
		民生	35	33	△2	
		衛生	16	14	△2	
		農林水産	14	14		
		商工	12	12		
	土木	12	10	△2		
		計	131	129	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 169.58人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.60人)
		教育部門	18	17	△1	
	消防部門					
	小計	149	146	△3	<参考> 人口1万人当たり職員 191.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.91人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	4			
	下水道	2	2			
	その他	10	11	1		
	小計	16	17	1		
	合計	165	163	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 214.28人	
		[172]	[172]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	10人	14人	9人	9人	6人	27人	23人	17人	17人	25人	0人	163人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	128	128	131	132	131	129	1(0.8%)
教育	19	17	16	16	18	17	△2(-10.5%)
普通会計計	147	145	147	148	149	146	△1(-0.7%)
公営企業等会計計	19	18	17	14	16	17	△2(-10.5%)
総合計	166	163	164	162	165	163	△3(-1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 169,347	千円 2,079	千円 20,454	% 12.1	% 12.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 4	千円 13,612	千円 1,752	千円 5,090	千円 20,454	千円 5,114	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 29 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

平成 26 年度から賞与引当金を計上。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
弟子屈町水道会計	38.8 歳	283,584 円	426,116 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

弟子屈町		団体平均	
1人あたり平均支給額（28年度） 1,272 千円		1人あたり平均支給額（28年度） 1,482 千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 ()月分 ()月分		(28年度支給割合) 期末手当 ()月分 勤勉手当 ()月分 ()月分 ()月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 10,000円～20,000円		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

弟子屈町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	月分	月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	月分	月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	月分	月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2% ~ 45%)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	15,854 千円	千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、28 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（28年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（28年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	右記業務出動職員	○災害時、勤務時間外に出動した職員	0 千円	○1回につき530円
		○法定伝染病の消毒、行路死亡人収容		○1回につき620円

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	158 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	53 千円
支給実績（27年度決算）	261 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	87 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額 10,000円 ・ 子 月額 8,000円 (15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算) ・ 上記以外の扶養親族 月額 6,500円 	同		294千円	147,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持家 2,500円 (月額) ・ 借家 3,500円～19,500円 	同		513千円	128,100円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片道 5km以上 	同		0千円	0円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長職 8% ・ 課長補佐職 5% 	同		378千円	377,580円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主 (扶養有) 月額 26,380円 世帯主 (扶養無) 月額 14,580円 その他 月額 10,340円 	同		410千円	102,400円